

単 独

設 計 図 書
(特記仕様書・位置図・工事数量総括表)

2026 年度施行

北8条通線外道路整備工事

網走市

特 記 仕 様 書

特記仕様書

- 20 一般事項
01 適用
01 共通仕様書
- 当該工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。
- 02 土木工事積算基準等
- 1 当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - 2 「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
 - (1) 機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
 - (2) 特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
 - (3) 上記（１）（２）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。
ただし、現場条件等がこれにより難しい場合には、必要に応じて設計変更する。
 - 3 「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
 - 4 当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事数量算出要領」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

特記仕様書

5 本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算要領」に基づき作成している。

6 特記仕様書に記載されていない事項について

図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和6年10月版)」による。

03 概数

1 「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。

2 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

3 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。

4 当該工事において、設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を受注者に行わせることがある。

16 CALS/EC(率に含まれる場合)

1 電子納品

(1) 当該工事は電子納品対象とする。電子納品にあたっては、網走市電子納品の手引き(案)【工事編】(以下、「手引き【工事編】」)という)に基づき、工事監督員と協議の上、電子化の範囲を決定しなければならない。これにより難しい場合には、協議の上、従来の納品とする。

(2) 工事完成図書は、手引き【工事編】に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)で1部提出する。なお、手引き【工事編】の解釈に疑義がある場合は、担当員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

(3) 工事完成図書の提出にあたっては、電子成果品事前チェックシート等による確認や目視による確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

特記仕様書

- 21 工程関係
- 15 完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事
- 01 完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事【現場閉所】の実施について【土木工事】【空港工事】
1. 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の「週休2日工事」の対象工事である。
 2. 受注者が完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。
 3. 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。
月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。
対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
 5. 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。
 6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
 7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
 8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
 9. 現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乗じるものとする。ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編第Ⅱ章市場単価に掲載されている工種のみ補

特記仕様書

正対象とする。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合。

2) 補正方法

当初予定価格では、月単位の4週8休の補正係数を各経費に乗じている。

休日率の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日（土日）の補正係数に設計変更をする。

なお、月単位の4週8休に満たないものについては、補正を減ずる設計変更をする。

ただし、週休2日工事実施要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（「完全週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」）に対して判断する。

よって、結果的に履行状況が、当初協議した取組内容を上回る場合であっても、それに係る経費の補正は行わない。

※ 設計変更の事例：週休2日工事実施要領[別紙－1：7補正方法]を参照

ホームページ URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html>

【補正係数】

完全週休2日（土日）

・労務費	1. 0 2
・共通仮設費率	1. 0 2
・現場管理費率	1. 0 3

4週8休以上（月単位）

・労務費	1. 0 2
・共通仮設費率	1. 0 1
・現場管理費率	1. 0 2

市場単価方式の週休2日補正係数は、下記ホームページによる

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html>

- 1 0. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

27 建設副産物・廃棄物関係

05 副産物・廃棄物の処理条件

02 特定建設資材廃棄物の処理条件

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、次のとおり再資源化

特記仕様書

等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1 アスファルト塊

(1) 処分場所 : 北網グリーンアスコン(北見市端野町緋牛内511-3)

2 アスファルト塊

(1) 処分場所 : 美幌アスコン(美幌町字稲美 2 0 3 - 5)

3 コンクリート塊

(1) 処分場所 : 株式会社ナカジマ(網走市字鱒浦78-4)

4 金属くず

(1) 処分場所 : 三崎産業株式会社(網走市字豊郷361-2)

5 すき取り物

(1) 処分場所 : 有限会社伊藤産業(網走市藻琴255番81)

※運搬距離：別紙数量調書記載

03 建設副産物の処理条件

当該工事の施工により発生する建設副産物の処理については、次のとおりとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設副産物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1 汚泥（舗装切断による）

(1) 処分場所 : 株式会社エース・クリーン(北見市小泉761-12)